

J R 東海労申第 2 2 号  
2 0 2 1 年 1 月 8 日

東海旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長 金子 慎 殿

J R 東海労働組合  
中央執行委員長 木下 和樹

### 「緊急事態宣言」の再発令に関する申し入れ

政府は 1 月 7 日、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の再発令を決定した。東京、神奈川、埼玉、千葉の首都圏 1 都 3 県が対象で、期間は 8 日から 2 月 7 日までの 1 カ月間とされている。

J R 東海の社員や関係会社従業員の感染も頻発している現状を鑑み、J R 東海の事業に関係する全ての労働者の命を守るため、下記の通り申し入れるので団体交渉を開催し真摯な議論を行うこと。

#### 記

1. 「緊急事態宣言」が再発令されたことについて、会社の見解と当面の対応策を明らかにすること。
2. 「緊急事態宣言」では、国民に対して「不要不急の外出自粛」を求めているが、これにより新幹線、在来線の利用者が減少することが予想される。会社としてこれに対応するため、列車の減便や最終列車の繰り上げを行うこと。
3. 新幹線、在来線の減便や最終列車の繰り上げによって生み出される要員を自宅日勤とし、感染防止をはかること。また、予備者についても最低限の予備者以外は職場に留めることなく自宅日勤とすること。
4. 全ての職場において、「緊急事態宣言」で要請されている「テレワークの推進、出勤者数の 7 割削減」を行い、自宅日勤とすることで感染拡大の防止を図ること。
5. 出向先会社など関係会社においても、在宅勤務や特別休暇などを積極的に行うよう要請すること。
6. 各職場で新型コロナウイルス感染者が発生していることから、希望する組合員・社員には会社の責任で P C R 検査を行うこと。

7. 「緊急事態宣言」では飲食店の営業時間短縮が要請されているが、組合員・社員の食事の確保が困難な場合が想定される。この場合は会社が責任を持って食事の手配を行うこと。
8. 「緊急事態宣言」の再発令により労働環境や労働条件が悪化するなど、組合員・社員が不利益を被ることがないようにすること。
9. 組合員・社員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、勤務や賃金面で不利益を被ることがないようにすること。

以 上